

令和7年12月教育委員会定例会議事録（要旨）

- 1 開催日時 令和7年12月8日（月）
開会：午前10時 閉会：午前10時40分
- 2 開催場所 災害対策本部室
- 3 会議次第
 - 11月定例会議事録承認
 - 教育長報告
 - 議案第34号 令和8年度大津市立小・中学校教職員人事異動に関する基本方針を定める
ことに関する臨時代理について
 - 議案第35号 令和8年度大津市立幼稚園教職員人事異動に関する基本方針を定めること
に関する臨時代理について
 - 議案第36号 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制
定に関する意見の申出について
 - 議案第37号 大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に関す
る意見の申出について
 - 議案第38号 大津市立学校の教員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例
の制定に関する意見の申出について
 - 議案第39号 大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改
正する条例の制定に関する意見の申出について
 - 議案第40号 大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会委員の委嘱について
- 4 出席委員
島崎教育長、周防委員、大西委員、関委員
- 5 事務局出席者
清水教育部長、堀口教育部次長、上杉教育部次長、藤原教育総務課長、植西同課長補佐、
藤井同課企画総務係長、佐藤同課主任、藤橋教職員室長、田中学校教育課長、沖本児童生
徒支援課長、小西同課長補佐、二ノ宮学校給食課長、川瀬生涯学習課長、長谷川人事課
長、大南幼保支援課長、河井幼児教育指導監
- 6 会議を傍聴した者
(1) 一般傍聴者 0人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が 12 月定例会の開会を宣言

議題の公開／非公開 議案第 36 号から議案第 40 号までについて非公開とすることを決定

1 1 月定例会議事録承認 承認

教育長報告

○議案第 34 号 令和 8 年度大津市立小・中学校教職員人事異動に関する基本方針を定めることに関する臨時代理について

【説明】

○藤橋教職員室長 令和 8 年度大津市立小・中学校教職員人事異動に関する基本方針を定めることについて、教育委員会を開く時間がなく教育長が臨時に代理したため、委員会の承認を求めるものである。

人事異動に関する基本方針は、市立小・中学校の県費負担教職員の人事異動に際して、各校長が次年度に向けた学校経営構想を持ち、その実現に向けて内申を行うため、大津市教育委員会として基本方針を定めるものである。

基本方針は、次代を生き抜く子どもたちには「他者との相互尊重のもと、心豊かに生きる力」を育成する必要があること、「令和の日本型学校教育」を構築し、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを目指すよう求められていること、また、学校教育を取り巻く多様化・複雑化する教育課題への対応が必要となっていること、さらに、管理職の大幅な入れ替わり及び若手教職員や他市町からの転任者の増加により、教育力の継承が喫緊の課題であること等を踏まえ、教職員が、第 4 期大津市教育振興基本計画の基本理念である「一人ひとりが輝き、ともに未来を創る大津の教育」の実現を目指し、自信と誇りを持って教育に取り組めるようにするとの考え方のもと、以下の 3 つを定めた。

- 1 明確な構想を持って自主的・自律的な学校経営・学校運営を行い、本市の教育課題および各学校の課題に的確に対処しうる管理職員を適正に配置する。
- 2 各学校や地域の実情に応じて特色ある学校づくりを進め、学校教育目標を達成するための組織体制の確立を図る。
- 3 教職員が豊富な経験を積み力量を高めることができるよう、様々な教育環境の学校への異動を促進する。

教職員の人事異動は、これら 3 つの基本方針に則って、校長の具申を可能な限り尊重し、適材を適所に配置したいと考えている。また、校長が明確な人事異動構想を描き、積極的な学校経営を推進するため、参考として人事異動における具体的な事項を定めている。

【質疑】

○大西委員 昨年度からの変更点はあるか。

○藤橋教職員室長 今年度が始期の第 4 期大津市教育振興基本計画に沿うよう、昨年度に見直しを行ったため、今年度は大きな変更はない。年度を変更し、第 4 期大津市教育振興基本計画に触れる部分から「現在策定を進めている」という文言を削った程度である。

【採決】 承認

○議案第35号 令和8年度大津市立幼稚園教職員人事異動に関する基本方針を定めることに関する臨時代理について

【説明】

○長谷川人事課長 令和8年度大津市立幼稚園教職員人事異動に関する基本方針を定めることについて、教育委員会を開く時間がなく教育長が臨時に代理したため、委員会の承認を求めるものである。

近年、幼児教育を取り巻く環境は多様化・複雑化しており、困難を乗り越えていく力の基礎が培えるよう多様な体験の機会を保障することが必要である。また、「令和の日本型学校教育」を構築し、特別な支援等を要する幼児一人ひとりに応じた支援の充実、小学校教育との円滑な接続の推進等が求められている。

本市においては、様々な類型の就学前施設が増加しており、市立幼稚園のあり方が検討されている。そのような中、安定的な組織運営と教育の実践力の継承が喫緊の課題である。中堅教職員の園運営能力の育成、若手教職員への系統的な学ぶ機会の保障、また、教育保育職としての一括採用の実施を踏まえた人材育成を関係部署と連携しながら計画的に行い、教職員一人ひとりの資質向上を図る必要がある。

このような状況を踏まえ、本市で培われてきた自発的な活動としての遊びを通した学びを育む幼稚園教育の理念・文化を継承し、第4期大津市教育振興基本計画の基本理念である「一人ひとりが輝き、ともに未来を創る大津の教育」の実現を目指し、自信と誇りを持って取り組めるよう、以下の3項目を基本方針とした。

- 1 明確な構想を持って自主的・自律的な園経営を行い、これからの大津市の幼児教育のあり方を踏まえ、本市の教育課題及び各園の課題に的確に対処しうる園長を適正に配置する。
- 2 各園や地域の実情に応じて特色ある幼稚園づくりを進めるとともに、幼稚園教育目標を達成するための組織体制の確立を図る。
- 3 教職員が豊富な経験を積み力量を高めることができるよう、様々な教育環境の幼稚園への異動を促進し、その能力の発揮を通して組織の刷新・充実を図る。

これら基本方針の趣旨に沿って、園長として明確な人事異動構想を描き、人材をいかした園経営を推進するために、参考として人事異動における具体的な事項を定めている。

【質疑】

○島崎教育長 昨年度からの変更点はあるか。

○河井幼児教育指導監 教育保育職として採用した者の配置が始まることを受け、関係部署とも連携しながら人材育成を計画的に行うこと記載した。

○大西委員 人事異動方針について異論はないが、保育主任の若年化や人材確保が難しくなっていることを踏まえ、職が一体化される中でも幼稚園教員の待遇改善については引き続き検討してもらいたい。

【採決】 承認

○議案第36号 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について

【説明】

○藤原教育総務課長 本件は、本年の人事院勧告を踏まえ、関係する条例の一部を改正する条

例案を市議会 11月通常会議に追加議案として提出するに当たり、教育委員会の意見を伺うものである。

市長、教育長等の特別職については、人事院勧告を踏まえ、期末手当の支給割合を引き上げる。令和7年度については12月の期末手当のみを現行より0.05月分引き上げ、令和8年度以降については6月及び12月の期末手当をそれぞれ0.025月分ずつ、年間で0.05月分引き上げる。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

- 議案第37号 大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について
- 議案第38号 大津市立学校の教員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について
- 議案第39号 大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について

【説 明】

○藤原教育総務課長 3件は、教育公務員の給与に関する条例の一部改正案を市議会 11月通常会議に追加議案として提出するに当たり、教育委員会の意見を伺うものである。

議案第37号については、改正の内容が大きく分けて2つある。1つ目は、人事院勧告を踏まえた給料表の改定である。本市の幼稚園教諭及び指導主事の給料月額について、全ての等級及び号給において引上げを行い、令和7年4月に遡って適用する。なお、賞与については、一般職員の例によるとしており、大津市一般職の職員の給与に関する条例の改正により、期末手当及び勤勉手当それぞれ0.025月分、合計0.05月分引き上げられる。

2つ目は、給特法等の改正に伴う教員の待遇改善である。この待遇改善の内容は、教職調整額の引上げ、管理職への加算の増額、義務教育等教員特別手当の見直し、の3つあるが、議案第37号においては、義務教育等教員特別手当に関する部分と、管理職への加算に関する部分の改正を行っている。

義務教育等教員特別手当については、校務類型に応じて支給することとなり、条例で校務類型を定めるとされたため、学級担任、学級担任以外、の2類型を定めることとする。この2類型は、文部科学省令及び滋賀県の条例と同じものである。

管理職への加算に関する改正については、教職調整額の支給対象外である管理職に対して、教職調整額の引上げに合わせて待遇を改善するものとなる。現在、教頭級の指導主事には給料表の額に7,500円を加算しているが、これを11,500円に増額する。また、現在加算のない校長級の指導主事には新たに4,000円を加算する。施行日は、令和8年1月1日である。なお、この加算については来年以降も段階的に約4,000円ずつ増額していく、最終的に教頭級31,700円、校長級24,200円となる見込みである。

議案第38号については、改正の内容は小中学校講師への教職調整額の引上げである。併せて、指導改善研修被認定者には教職調整額の支給をしないことを法律にならって規定する。

教職調整額の引上げについては、令和8年1月から毎年1%ずつの引上げとし、現行の4%が令和13年1月に10%となる。

議案第39号については、改正内容は2つあり、1つは、小中学校講師の義務教育等教員特別手当の見直しである。ベースとなる手当の額は、約3分の1を縮減し、最高号給に達している講師の手当額は現行3,800円のところ2,600円となるが、議案第37号で説明した校務類型のうち、学級担任を担う者には新たに3,000円を加算する。したがって、2,600円に3,000円を加算した5,600円を新たな上限額とする。

もう1点は、教員特殊業務手当の改正である。児童生徒の負傷等に伴う救急業務及び、非行

防止等のための緊急補導等の業務に対する教員特殊業務手当について、現在 7,500 円が最高額のところを、8,000 円に引き上げる。これは、義務教育費の国庫負担の算定において当該手当分が増額して計上されることとなり、それを踏まえて滋賀県が当該手当を増額する改正を行うことから、本市においても滋賀県と同様の改正を行うものである。施行日は、令和 8 年 1 月 1 日である。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

○議案第 40 号 大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会委員の委嘱について

【説 明】

○沖本児童生徒支援課長 教育委員会の附属機関である「大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会」、いわゆる第三者調査委員会の現委員の任期が、令和 7 年 12 月 31 日で満了することに伴い、新たに 5 人の委員を委嘱するものである。新委員の任期は、令和 8 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日までとなる。

「大津市附属機関等の設置及び運営に関する指針」において、附属機関の委員は連続して 3 期又は 10 年のいずれか短い期間を超えないこととされているが、専門的な知識・経験を持つ特定のものを充てる必要がある場合を除くとされている。今回 3 期を超えて委嘱する委員については、その専門的な知識・経験が本委員会の調査審議に必要であることから、引き続き委嘱するものである。

【質 疑】 非公開

【採 決】 可決

閉会 教育長が 12 月定例会の閉会を宣言